

## 審判制度の廃止に係る独占禁止法改正案の早期成立に関する意見書

公益社団法人 関西経済連合会

公正かつ自由な競争環境を確保することは重要な課題であり、関西経済界としても法令順守のための取り組みを一段と強化していく所存である。

この競争環境を担保するための法律である独占禁止法においては、数次の法改正により、課徴金の増額や課徴金減免制度の導入など、大幅にその機能が強化され、他国の制度と比較しても遜色のないものとなっている。しかし一方で、公正取引委員会による強力な法執行に対しては、グローバルスタンダードの観点からも、被調査者に適正な手続きが保障される必要がある。

特に、公正取引委員会による審判制度は、その下した命令に対する不服申し立ての適否を自ら判断するものであり、検察官と裁判官を一身に兼任するという世界にも例がないものである。法手続きの公平性と中立性を著しく欠いた審判制度は早急に廃止されるべきである。

2010年3月に国会へ提出された独占禁止法改正案において、審判制度の廃止が明記されていたにもかかわらず、現在に至るまで国会において審議されることなく廃案となっている。

これ以上、審判制度の廃止が先送りされないよう、改めて、今の通常国会に改正法案が再提出され、速やかに審議・成立させることを強く求める。

法案成立後、附則の規定にしたがい、公正取引委員会の調査手続きについて、基本的な防御権の保障など、適正性や透明性の一層の確保に向けた検討を早急に行うべきである。公平性・中立性担保の意味で、検討の場を公正取引委員会以外につくり、地方や中堅・中小企業も含めて経済界から幅広く意見を汲み取るようにすべきである。

以 上

## 「審判制度の廃止に係る独占禁止法改正案」の概要と関連の動き

### 審判制度の廃止を求める背景

- ▶かねて経済界から廃止が強く求められていた審判制度について、廃止する旨の独占禁止法改正案が2010年3月に国会へ提出されたが、現在まで審議されることなく、第181回国会の閉会に伴い、**廃案**の状態。
- ▶各経済団体より、度々、早期成立の要望が提出されるが、審議されず放置された。
- ▶今国会へ改めて法案が上程され、成立するよう、経団連などが求めていく予定であるが、関西からも連携して要望することが必要である。

### 審判制度廃止をめぐる政府の動きと経済界の要望

|       | 政府の動き                                    | 経済界の要望  |
|-------|--|---|
| 2005年 | ○独占禁止法改正法成立： <b>審判制度（事後の不服審判）が導入</b>     |   |
| 2006年 | ○『独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する論点整理』を公開       | ○論点整理に対して、経団連、日商、同友会、 <b>関経連</b> などから意見提出（審判制度の廃止もしくは改正）                |
| 2007年 |  | ○経団連<br>「独占禁止法の抜本改正に向けた提言－審判・不服申立ての国際的イコールフィッティングの実現を－」において審判制度の廃止を求める。 |
| 2008年 |  | ○日商：審判制度の廃止要望<br>○同友会：審判制度の改正を要望  |
| 2009年 | ○独占禁止法改正法成立<br><b>審判制度を、全面的に見直すことが決定</b> | ○経団連：審判制度の廃止を要望   |
| 2010年 | ○独占禁止法改正案が国会へ提出<br><b>審判制度の廃止を明記</b>     |   |
| 2011年 | ○法案は審議されないまま継続審議へ                        | ○経団連：審判制度の早期廃止を再び求める  |
| 2012年 | ○法案は審議されないまま解散にともない廃案                    | ○同友会：審判制度廃止を再度要望（4月）<br>○全国中小企業団体中央会：審判制度廃止を決議（10月）                     |
| 2013年 | ○公取委が法案を改めて上程する予定                        | <b>関経連として、国会開催間もない2月上旬に意見提出し、法案の上程を後押し</b>                              |

### 現行の審判制度

- ▶公正取引委員会による命令に不服がある者は、公正取引委員会に審判請求をしなければならない。公正取引委員会の審判で自らが下した行政処分の適否の判断を下すという、「**検察官と裁判官の両方を兼ねる構造**」として、海外にも例がない仕組みであり、その公平性・中立性に大きな疑問がある。
- ▶公正取引委員会による調査に対し、海外で当然認められている被調査者の基本的な防御権が認められていない中で、行政調査の域を逸脱するような適正手続の原則から問題ありとされるケースも生じている。
- ▶審判の結果（審決）に不服がある場合は、東京高等裁判所に取消訴訟を提起できるが、裁判所は公正取引委員会が認めた事実認定に拘束されることになる。（**実質的証拠法則**）

